

# 仲間のいる不登校の親の会 ふわさぽ倉敷 規約

## 第1条(名称)

本会は、仲間のいる不登校の親の会 ふわさぽ倉敷と称する。

## 第2条(事務所所在地)

本会の事務局は、代表宅に置く。

## 第3条(目的)

本会は、不登校児の保護者支援・座談会やホームページなどを通じて、不登校関連の情報提供等を行う。

座談会などを通じて、不登校の保護者がつながり、ひとりではないと感じてもらい孤立を防ぐ。

## 第4条(活動内容)

毎月1回公民館にて、座談会を開催する。

ホームページ等で、不登校関連情報を提供する。

相談会、親睦会等、創作活動の開催。

## 第5条(会員)

本会の目的に賛同し、ふわさぽ倉敷規約を順守することを参加の条件とする。

## 第6条(役員)

代表	1名
副代表	1名
監事	1名
会計	1名
IT部	1名
顧問	若干名

## 第7条(役員を選出)

本会の役員は、会員の互選により選出する。

但し、監事と顧問については、この限りではない。

## 第8条(職務分掌)

代表 会を代表し、その業務を統括する。

副代表 代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。

監事 業務執行状況および財産状況の監査を行う。

会計 会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

IT部 SNS等での情報公開・広報の管理を行う。

#### 第9条(役員の任期)

役員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとし、再任を妨げない。

#### 第10条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第11条(会計)

本会の経費は、参加費・寄付金・助成金をもってあてる。

#### 第12条(規約改正)

この規約は、会合に出席した会員の過半数の同意をもって改正することができる。

#### (附則)

この会の規約は令和2年4月1日より施行する。

設立年月日令和元年9月17日。

#### ☆ふわさぼルール

- ・個人情報の保護に努める。
- ・反社会勢力と交流しない。
- ・政治や宗教で相手を否定しない。
- ・終了後に内容を外部へ話さない。
- ・言葉や態度で批判しない。
- ・ルールを守れない場合は参加不可になる。